

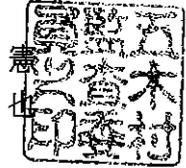


五監第42号

平成30年11月21日

五木村長 和田拓也様

五木村監査委員 牛草敏
五木村監査委員 中村俊



平成30年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 平成30年11月15日(木) 1日間
- 2 監査対象 平成29年度歳入歳出決算における各種団体(任意抽出した団体)への委託料、補助金・助成金、指定管理料等の支出に関する状況
 - ① 五木村シルバー人材センター(自主事業会計を含む)
 - ② 鹿活用部会
 - ③ 五木村同志会(※味噌加工施設管理団体)
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び標準町村監査基準等による。
- 4 実施要領 支出担当課に当該団体に対する支出関係資料の提示を求め、当該団体の予算・決算事務、業務内容、施設設備等の保管・管理状況等についてもヒヤリング及び現地確認を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、庁内担当課の財務に関する事務(支出関係書類)については、適正に執行されているものと認められた。

なお、下記所見については団体側において改善を検討することが望ましいと思われる。また、各課別の指摘事項は別紙監査調書のとおりである。

所見

今回対象とした3団体は、設置目的や活動内容は異なるものの共通する課題は会員(数)の減少及び高齢化である。五木村は人口減少に伴い生産年齢人口も減少し、各種団体において当初の目標や活動量が停滞あるいは縮小している状況にある。多くは設立当時の会員規模が続かず、前途に不安を感じている状況である。各団体のこれまでの実績や存在意義は十分認めるものの、将来的にその機能を維持継続することが喫緊の課題である。

なお、庁内担当課の支出に関する財務処理は概ね問題ないが、受け手となる団体側の事務処理については一考を要する部分も見受けられる。改善すべき点については担当課より指導願いたい。(別記調書) 以上

平成30年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、中村俊也、担当書記：黒木泰典）

- 1 監査期日 平成30年11月15日（木）午前9時30分～午後4時00分
- 2 監査場所 役場監査室及び団体所在地
- 3 監査対象 平成29年度歳入歳出決算における各種団体（任意抽出した団体）への委託料、補助金・助成金、指定管理料等の支出に関する状況
 - ① 五木村シルバー人材センター（自主事業会計を含む）
 - ② 鹿活用部会
 - ③ 五木村同志会（※味噌加工施設管理団体）
- 4 監査基準 地方自治法第199条及び標準町村監査基準等による。
- 5 実施要領 担当課に当該団体に対する財政支援支出関係資料の提示を求め、併せて団体の予算・決算事務、業務内容、施設設備等の保管や管理状況等について、机上ヒヤリング及び現地確認を行った。
- 6 監査指摘事項（課別）
 - 担当部局：農林課
 - ① 鹿活用部会
 - ・ 決算書の記載事項（科目名称、備考欄記入）にあたっては、第三者が見ても分かりやすい表記を指導願いたい。
 - ・ 村が初期に購入した備品類以外で、団体独自に購入したものがあれば台帳等により適切に管理するよう指導願いたい。
 - ・ 29年度決算で設置機器のリース料を支払っているが、担当課において契約内容及び対象物件等の確認をお願いする。
 - ② 五木村同志会
 - ・ 決算の数値上は売り上げ目標に達していないが、指定管理の施設は適切に使用管理されていると認められた。
 - ・ 会員の減少及び高齢化による味噌生産量の減少が見込まれる。指定管理団体としての将来性も検討されたい。
 - ③ 両団体ともそれぞれ食品を取り扱う加工所・製造所であり、加工や調理に使用する機械・器具類は整理整頓されており、衛生面も問題なく感じた。今後も同様に細心の注意を願いたい。

●担当部局：保健福祉課

五木村シルバー人材センター

- ・決算書（予算書）については、年間を通じて未収金や未払金のこともあるため会計処理において的確に把握するように努められたい。
- ・自主事業特別会計については、今後も継続していくかどうかを会員の能力発揮機会も考慮のうえ、高齢者の持つ技能やノウハウの伝承等を含めて、会員と十分な協議を行いながら進めていただきたい。

以上